

もくじ

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約についての重要な事項、諸手続き、税務の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ 3

主な保険用語のご説明 5

お知らせとお願い 8

生命保険募集人	8
クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）	8
元本欠損が生じる場合	9
保険金額などの削減	9
生命保険契約者保護機構	10
当社の組織形態	12
ご契約お申込みのお手続きの際の留意点	12
本人特定事項などの確認	12
現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ	12
支払査定時照会制度	13
プライバシーポリシー（個人情報保護方針）	14

商品のしくみ 15

通貨指定型個人年金保険の特徴	15
積立利率	17
市場価格調整と解約返還金額	18
為替リスク	20
保険料円貨入金特約	21
保険料外貨入金特約	21
円貨支払特約	22
目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約	23
定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）	25
年金支払移行特約	27
死亡給付金等の年金払特約	28

死亡給付金および年金のお支払い 29

死亡給付金のお支払い	29
年金のお支払い	29
死亡給付金および年金をお支払いできない場合	32

ご契約に際して 33

告知	33
ご契約内容などの確認	33
ご契約の成立と保障の責任開始期	33

ご契約後について 34

解約と解約返還金	34
基本保険金額の減額	34
被保険者による保険契約者への解約の請求	34
死亡給付金受取人によるご契約の存続	35
年金支払開始日の繰延べ	35
繰上げ年金開始	35
積立利率保証期間の更新と指定通貨の変更	36
保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更	36
ご契約内容・住所などの変更、保険証券の再発行のお手続き	37
年金または死亡給付金のご請求方法	38
年金または死亡給付金のお支払期限	38
死亡給付金のご請求手続きの流れ	39
年金または死亡給付金の請求訴訟	40
生命保険と税金	40

お客さまにご負担いただく諸費用.....42

お客さまにご負担いただく諸費用	42
-----------------------	----

約款・特約条項

「ご契約のしおり」とあわせてご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いします。

約款..... 44

通貨指定型個人年金保険	44
-------------------	----

特約条項..... 62

保険料円貨入金特約	62
保険料外貨入金特約	63
円貨支払特約	64
目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約	70
定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）	77
年金支払移行特約	81
死亡給付金等の年金払特約	87

説明事項ご確認のお願い..... 裏表紙

目的別もくじ

ご契約にあたって

保険用語の意味がわからない

主な保険用語のご説明

5ページ

申込みを撤回したい

クーリング・オフ制度
(お申込みの撤回など)

8ページ

申込みの手続きについて知りたい

ご契約お申込みの
お手続きの際の留意点

12 ページ

いつから保障が開始されるのか知りたい

ご契約の成立と保障の
責任開始期

33 ページ

商品のしくみ

商品のしくみについて知りたい

商品のしくみ

15 ページ

死亡給付金および年金のお支払い

保障内容について
知りたい

死亡給付金のお支払い
年金のお支払い

29 ページ

死亡給付金などが
受け取れない場合に
ついて知りたい

死亡給付金および年金を
お支払いできない場合

32 ページ

死亡給付金などの
請求の流れについて
知りたい

年金または死亡給付金
のご請求方法

38 ページ

死亡給付金のご請求
手続きの流れ

39 ページ

ご契約後のお取扱い

保険を解約したい

解約と解約返還金

34 ページ

年金受取人または
死亡給付金受取人を
変更したい

保険契約者、年金受取人
および死亡給付金受取人
などの変更

36 ページ

住所や名前が変わった

ご契約内容・住所などの
変更、保険証券の再発行
のお手続き

37 ページ

税金について知りたい

生命保険と税金

40 ページ

主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたって、ご参照ください。

㊦ 移行後基本保険金額

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、被保険者が移行後保障増額日以後に死亡したときの死亡給付金額の基準となる金額のことです。

移行後指定通貨

「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加する場合において、特約の締結の際に1つご指定いただく通貨のことです。

移行後保障増額日

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、死亡給付金額が増額する日のことで、定額円貨建移行日または終身保険移行日の2年後の年単位の応当日となります。

一時払保険料充当金

ご契約のお申込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

㊧ 円貨払込金額

「保険料円貨入金特約」を付加した場合において、円貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。

㊨ 外貨払込金額

「保険料外貨入金特約」を付加した場合において、指定通貨と異なる外貨によりお払い込みいただくお金のことで、当社所定の為替レートで換算し、指定通貨建の一時払保険料に充当されます。

解約返還金

ご契約を解約または減額した場合に、保険契約者にお支払いするお金のことです。

㊩ 基本保険金額

死亡給付金を支払う場合に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額となります。ただし、基本保険金額の減額が行われたときは、減額後の金額となります。また、積立利率保証期間の更新が行われた場合の更新後の基本保険金額は、その更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額と同額となります。

㊪ 契約応当日

保険期間中に迎える毎月または毎年の契約日に対応する日のことで、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

契約年齢

契約日における被保険者の年齢のことです。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

契約日

契約年齢・積立利率保証期間などを定める基準となる日のことです。この保険では当社の責任が開始される日となります。

㊫ 後継年金受取人

年金支払開始日以後、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継する人のことです。

告知

ご契約のお申込みの際に、保険契約者と被保険者に職業などの当社がおたずねする重要なことがらについてありのままに報告していただくことです。この保険では告知は不要です。

㊬ 市場価格調整

解約または減額などの際に市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことです。（この手法により、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額が減少し、逆に低下した場合は解約返還金額が増加する傾向にあります。）

指定通貨

ご契約のお申込みの際に1つご指定いただく通貨のことで、米ドル、ユーロ、豪ドルからご指定いただけます。この保険の金銭の授受はすべて指定通貨で行います。なお、各種特約を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。

死亡給付金

被保険者が年金支払開始日前に死亡したときに支払われるお金のことです。

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、定額円貨建移行日または終身保険移行日以後、被保険者が死亡したときに支払われるお金のことです。

死亡給付金受取人

死亡給付金を受け取る人のことです。

終身保険移行日

「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合において、主契約を定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する日のことです。

主契約

保険契約のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことです。

⑫ 責任開始期

当社がご契約上の保障を開始する時期のことです。

責任準備金

将来の死亡給付金を支払うために積み立てたお金（準備金）のことです。

⑬ 対顧客電信売相場（TTS）

お客さまが円貨を外貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

対顧客電信買相場（TTB）

お客さまが外貨を円貨に替えるときに適用される一般的な為替レートです。

対顧客電信売買相場仲値（TTM）

対顧客電信売相場（TTS）と対顧客電信買相場（TTB）の中間の値です。

⑭ 積立金

将来の年金および死亡給付金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てたお金のことで、積立金額は、年金支払開始日前において積立利率を適用して、経過年月日数に基づき計算します。

積立利率

それぞれの通貨の種類について、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた金利スワップレート（固定受け）を指標金利として当社が定めた利率のことで、毎月2回（1日と16日）設定します。

積立利率保証期間

同一の積立利率を適用する期間のことです。

積立利率保証期間更新日

積立利率保証期間を更新した場合の更新日のことで、更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。

⑮ 定額円貨建移行日

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約を定額の円貨建終身保険に移行する日のことで、到達判定日の翌々営業日となります。

⑯ 到達判定日

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。

特約

主契約と異なる特別なお約束をする目的や主契約の保障内容を充実させるために、主契約に付加するものです。特約のみでは、契約できません。

⑰ 年金

年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者の生存を条件に毎年支払われるお金のことです。

年金受取人

年金を受け取る人のことで、保険契約者または被保険者になります。

年金現価

将来の年金をお支払いするのに必要な積立金のことで、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。

年金原資額

年金の原資のことで、この保険では年金支払開始日の前日の積立金額となります。ただし、繰上げ年金開始が行われた場合は、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金額となります。

年金支払開始日

積立利率保証期間の満了日の翌日のことです。ただし、積立利率保証期間の更新が行われた場合は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日、繰上げ年金開始が行われた場合は、「繰上げ年金開始に関する特約」の適用のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。また、年金支払開始日の繰延べが行われた場合は、保険契約者にご指定いただいた日となります。

⑧ 判定基準為替レート

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、判定基準金額を計算するときに用いる為替レートのこと
で、当社が一時払保険料（充当金）を受け取った日における対顧客電信売相場（TTS）を上限とする当社所定の為替レートとなります。
す。

判定基準金額

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円
貨に換算した金額のことです。ただし、基本保険金額または移行後基本保険金額の減額が行われたときは、判定基準金額も減額され
ます。

⑨ 被保険者

保険がかけられている人のことで、その人の生死などが保険の対象となります。

⑩ 保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことです。

保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容の変更の請求権など）および義務（保険料支払義務など）を持つ人
のことです。

保険証券

保険契約の締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。

保険料

保険契約者からお払い込みいただくお金のことです。

⑪ 免責事由

支払事由に該当しても、死亡給付金および年金をお支払いできない場合のことです。

⑫ 目標値判定為替レート

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合において、主契約の解約返還金額を円貨に換算するときに用いる為
替レートのこと、円貨に換算する日における対顧客電信買相場（TTB）を下限とする当社所定の為替レートとなります。

⑬ 約款

ご契約の締結から消滅までの契約内容を記載したものです。

お知らせとお願い

生命保険募集人

1 保険契約の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

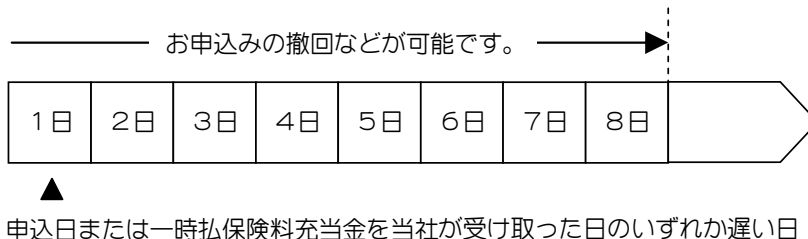
2 生命保険募集人の権限

- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約内容の変更などをする場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要となります。

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回など）

お申込者または保険契約者（以下「お申込者など」といいます。）は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、当社あての書面での郵便によるお申出によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。

■イメージ図



1 お申出方法および返金する金額

●お申出先

お申込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便（はがき、封書（※））により下記住所までお申し出ください。

※ 個人情報保護の観点から、なるべく封書によりお申し出ください。

〒141-8712

日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号

第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

●記入事項

書面には、以下をご記入ください。

記入事項	記入例
お申込みの撤回などをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-××××-○○○○
お払い込みいただいた金額・通貨	〇, 〇〇〇, 〇〇〇 （米ドル・ユーロ・豪ドル・円）
ご本人名義の返金口座（※）	〇〇銀行 〇〇支店 預金種類 1234567 口座名義人 ダイイチ 太郎ウ

※ 外貨でお受取りになる際には外貨預金口座をご記入ください。取扱金融機関によっては、円貨預金口座をご記入された場合、円貨に両替される場合があります。

●返金する金額

お払い込みいただいた金額を、お払い込みいただいた通貨でお申込者などに全額お返しいたします。

＊ お申込者などが当社特約を用いずに募集代理店で円貨などを指定通貨に両替してお払い込みいただいた場合、指定通貨でお返しいたします。

＊ 外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。

■ 取扱いができない場合

● つぎの場合には、お申込みの撤回などの取扱いができません。

① ご契約の内容変更（特約の中途付加など）の場合

② 債務履行の担保のための保険契約である場合

■ その他

● 当社は、お申込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。

● お申込みの撤回などの書面の発信時に死亡給付金の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申込みの撤回などの書面の発信時に、お申込者などが死亡給付金の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

元本欠損が生じる場合

● この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行います。さらに、ご契約時に、ご契約の締結に必要な費用を、お払い込みいただいた一時払保険料から控除します。したがって、この保険の積立金額、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

● この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額がご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

＊ 市場価格調整、諸費用、為替リスクについてはそれぞれP 18、42、20 をご参照ください。

保険金額などの削減

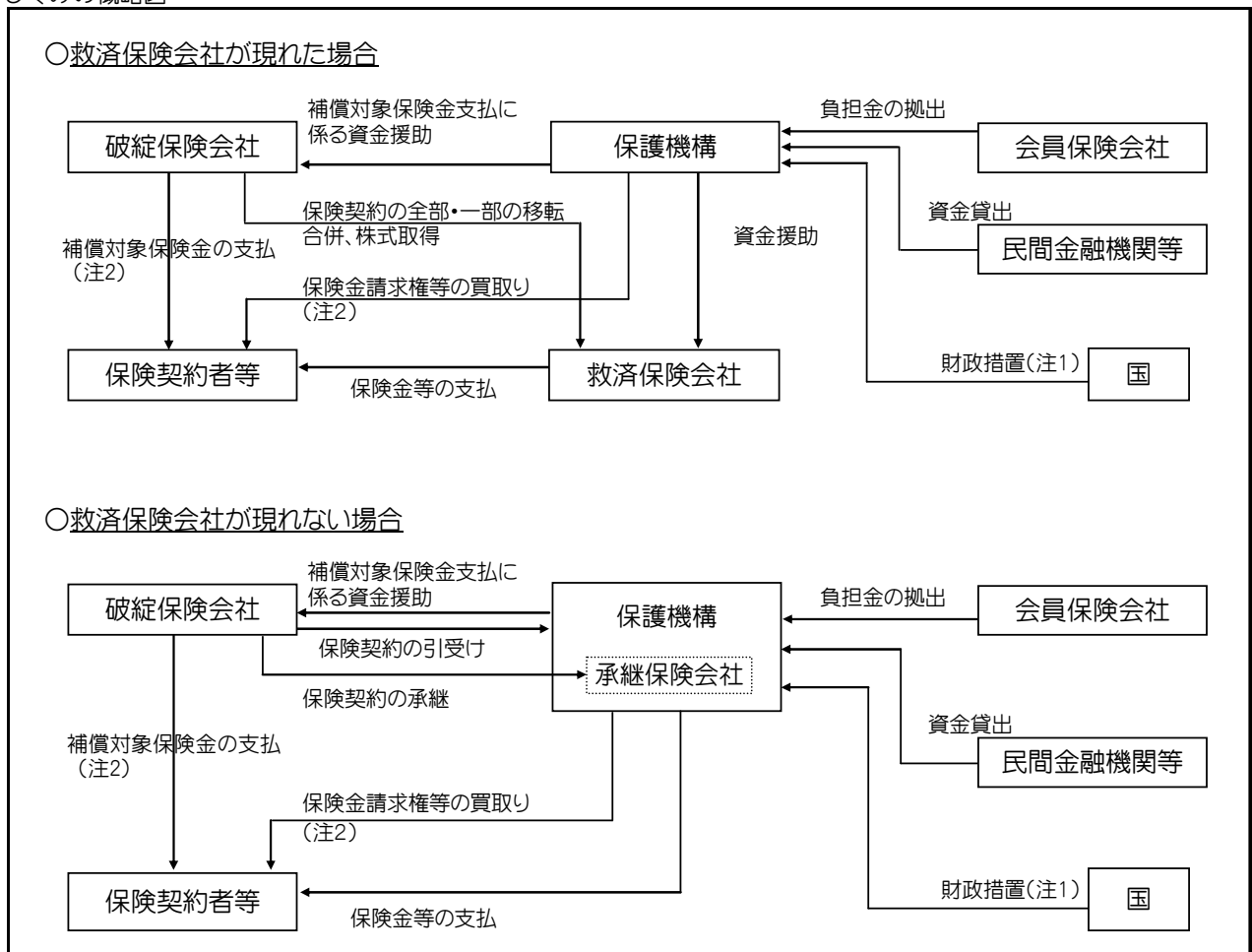
生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険業法に基づき設立された「生命保険契約者保護機構」に当社は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の 90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の 90%が補償されるものではありません。（※４））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- ※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- ※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）を超えていた契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- 高予定利率契約の補償率＝ $90\% - \{ (過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 \div 2 \}$
- （注１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
- （注２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることとなります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することとなります。
- ※３ 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※４ 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90%が補償されるものではありません。



(注1) 上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

●生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

当社の組織形態

保険会社の組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

ご契約お申込みのお手続きの際の留意点

ご契約お申込みのお手続きに際してご留意いただきたいことがらはずつぎのとおりです。

1 お申込み

- お申込内容を十分お確かめのうえ、保険契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）でお手続きください。

2 保険料などのお払込み

- 一時払保険料に充当する金額などは、当社の指定した口座に送金することにより、お払い込みください。

3 お申込内容の確認

- ご契約をお引き受けしますと、当社は「保険証券」などをお送りします。お申込みの際の内容と相違していないかどうか、必ずお確かめください。
- 万一、内容が相違していたり、ご不審の点がありましたら、すぐにお客さまサービスセンターにご連絡ください。
- 「保険証券」は、契約上の諸手続きにかかせないものですので、大切に保管してください。

本人特定事項などの確認

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづき、保険契約締結などの際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日など）、取引を行う目的、職業または事業の内容などの確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関などがテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項などを変更されたときは、お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

現在のご契約の解約、減額を前提として新たな保険契約へのお申込みを検討しているお客さまへ

ご契約中の保険契約について解約、減額などの契約内容変更をするときには、一般的につぎのような場合、保険契約者にとって不利益となることがあります。

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きにしたがい、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きにしたがい、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した保険契約等に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※ 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

1 個人情報の利用目的

個人情報は、以下に記載する利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。なお、これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、ご本人から直接書面等にて情報を取得する場合に明示いたします。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、年金・保険金・給付金等のお支払い
- (2) 当社のグループ会社・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2 取得・保有する個人情報の種類

取得・保有する個人情報は、氏名、住所、生年月日、性別、職業、健康状態等、前項の利用目的を達成するために必要な個人情報です。

3 個人情報取得の方法

個人情報を取得するにあたっては、個人情報保護法、保険業法、保険契約約款、その他関係法令等に照らし適正な方法によるものとします。

4 個人情報の提供

当社では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 保険契約および特約の内容を一般社団法人生命保険協会に登録する等、個人情報保護法に基づき共同利用する場合
- (4) 業務の一部について、利用目的の達成に必要な範囲内で委託を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づき提供が認められている場合

5 個人情報の保護管理

個人情報は、正確かつ最新の内容を保つよう努め、個人情報を保護するため組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置および技術的安全管理措置を講じ、適宜見直します。また、当社では「経営会議」にて、情報の適正な管理の推進をはかり、個人情報の保護に向けた取組みを行っています。

6 個人情報の開示・訂正等のご請求

個人情報について開示・訂正等のご依頼があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等特別な理由のない限り速やかに対応いたします。

7 個人情報保護方針の見直し

本方針は、適切な個人情報保護を実施するため、環境の変化等を踏まえ、継続的に見直します。

個人情報の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出については、適切に対応させていただきますので、個人情報の開示・訂正を含め、下記窓口までお問い合わせください。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター
〒141-0032 東京都品川区大崎 2-11-1 大崎ウィズタワー
フリーダイヤル 0120-876-126
営業時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

商品のしくみ

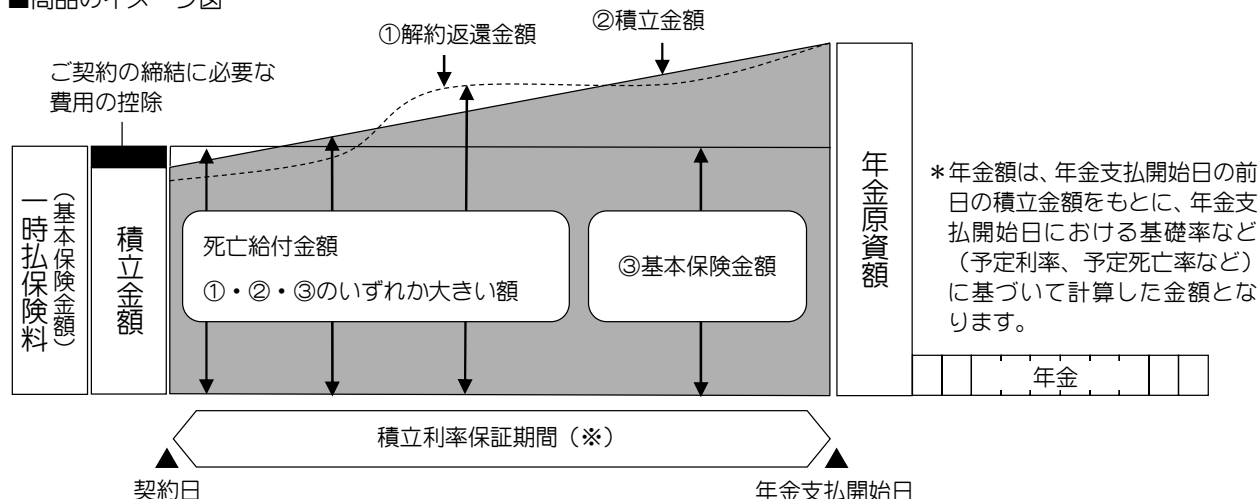
通貨指定型個人年金保険の特徴

この保険は、通貨および積立利率保証期間ごとに金利情勢に応じて積立利率を定め、その積立利率により増加した積立金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定めるしくみの保険料一時払方式の外貨建の年金保険です。



- ・この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

■商品のイメージ図



※ ご契約時には3・5・6・10 年から選択可能です。ただし、金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。

1 外貨建の年金保険です

- 通貨の種類は、米ドル、ユーロ、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に、1つご指定いただきます。
- この保険の保険料のお支払いや年金のお支払いなど、ご契約にかかわる金銭の授受はすべて指定された通貨（以下「指定通貨」といいます。）で行います。（※）
 ※ 「保険料円貨入金特約」、「保険料外貨入金特約」または「円貨支払特約」を付加することにより、指定通貨と異なる通貨で金銭の授受を行うことができます。【P21～P22 をご参照ください】
 ※ 年金などを外貨でお受取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまにご用意いただく必要があります。また、外貨でのお支払いは円貨でのお支払いに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。



- ・外貨建の年金原資額や死亡給付金額は外貨建の一時払保険料相当額を下回ることはありません。ただし、為替相場の変動による影響があることから、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額や死亡給付金額は、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

2 積立金と積立利率について

- 積立金とは、将来の年金や死亡給付金のお支払いに充てるため、ご契約時にお払い込みいただいた一時払保険料の中から積み立てたお金のことをいい、積立金額は、積立利率に基づき経過年月日数に応じて増加します。
- 積立利率は、それぞれの通貨の種類について、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた金利スワップレート（固定受け）を指標金利として当社が定め、毎月2回（1日と16日）設定されます。
- ご契約時に選択いただいた積立利率保証期間については、契約日における積立利率が積立利率保証期間の満了日まで適用されます。



- ・お申込みから契約日までの間に積立利率が変更された場合、契約日における積立利率が適用されますので、ご注意ください。

③ 積立利率保証期間について

- 積立利率保証期間とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいいます。ご契約時に選択いただける積立利率保証期間は、3年、5年、6年または10年となります。（※）
- ※ 金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。

④ 年金額について

- ご契約時の年金支払開始日は、選択いただいた積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
- 年金支払開始日以後、年金支払期間中は年金額が変動せず一定となります。



- 年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金支払開始日の前日の積立金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算されますので、年金支払開始日まで確定しません。

⑤ 死亡給付金額について

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合には、被保険者が死亡した日の積立金額もしくは解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい額をお支払いします。

⑥ 解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回ることがあります



- この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険には為替リスクがあり、為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した解約返還金額などがご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

* 市場価格調整、諸費用、為替リスクについてはそれぞれP18、42、20をご参照ください。

⑦ 積立利率保証期間の更新と指定通貨の変更について

- 積立利率保証期間の満了日に限り、当社の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。また、積立利率保証期間の更新の際に限り、指定通貨を変更することができます。詳細についてはP36をご参照ください。

⑧ 目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約について

- 「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加することにより、当社所定の期間において、一時払保険料の円換算額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を定額の円貨建終身保険に移行することができます。詳細についてはP23をご参照ください。

⑨ 定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）について

- 当社所定の期間において、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加することにより、主契約を特約の締結時にご指定いただいた通貨建の定額の終身保険に移行することができます。詳細についてはP25をご参照ください。

⑩ その他

- この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。
- この保険には、契約者貸付制度はありません。
- 契約日から起算して1年以上経過しているときで年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には、「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して年金支払開始日を繰り上げることができます。詳細についてはP35をご参照ください。
- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、3年を限度として、年金支払開始日を繰り延べるすることができます。詳細についてはP35をご参照ください。

積立利率

- 積立利率は、それぞれの通貨の種類について、積立利率保証期間ごとに、その期間に応じた金利スワップレート（固定受け）（※1）を指標金利とし、その指標金利の当社所定の期間における平均値に最大1.5%（※2）を加えた率を上限とし、最大1.0%（※2）を減じた率を下限とする範囲内で当社が定めた率から、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）を差し引いた利率となります。

$$\text{積立利率} = \text{指標金利の当社所定の期間における平均値} + (-1.0\% \sim +1.5\%) - \text{保険契約関係費率}$$

※1 通貨の種類が米ドルの場合は米ドル金利スワップレート（固定受け）、ユーロの場合はユーロ金利スワップレート（固定受け）、豪ドルの場合は豪ドル金利スワップレート（固定受け）となります。

※2 指標金利と実際の運用資産との金利差および積立利率の計算日から実際の運用開始までの金利リスクなどを考慮して、上限を「+1.5%」、下限を「-1.0%」としています。

- 積立利率は、一時払保険料からご契約の締結に必要な費用【P42をご参照ください】を差し引いた金額に適用されますので、一時払保険料に対する実質利回りを意味するものではありません。

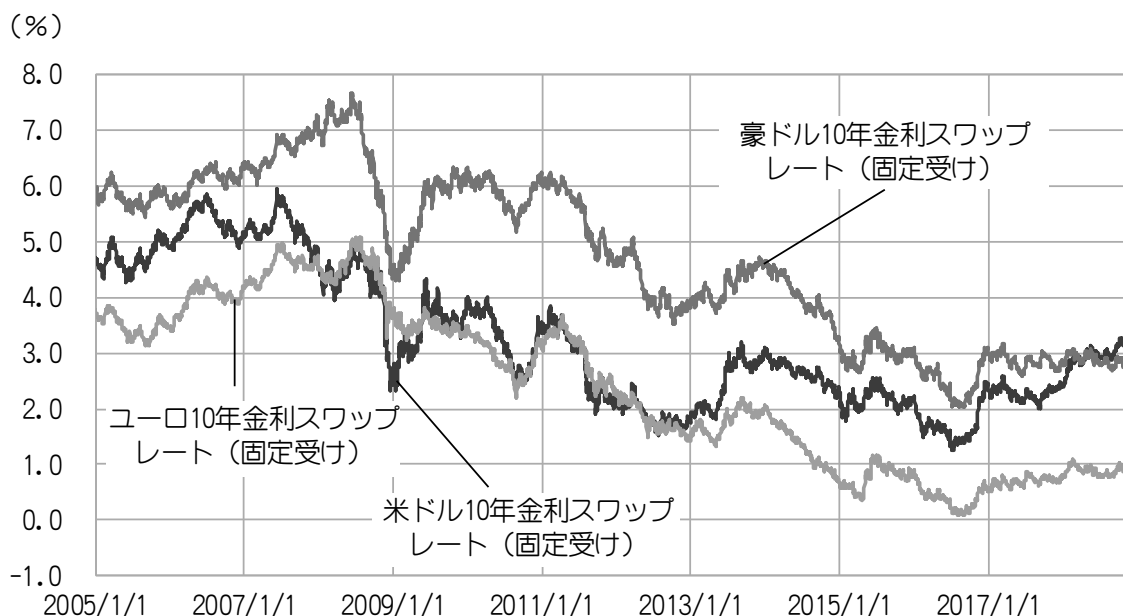
- 積立利率は、当社ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンターへの照会により、ご確認ください。

- 当社は、上記の金利スワップレート（固定受け）が算出されなくなったときや長期間にわたってこの保険の運用対象と明らかに運動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化によって上記の金利スワップレート（固定受け）を指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、当社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に通知します。

【参考】

■過去の指標金利の推移（2005/1/1～2018/11/30 Bloomberg データより当社が作成）

- ・ 積立利率保証期間が10年の場合



市場価格調整と解約返還金額

この保険では、解約や基本保険金額を減額する場合、「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して年金支払開始日を繰り上げる場合、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して定額の円貨建終身保険に移行する場合、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する場合（「終身保険移行日等の通常取扱」に限りです。P25 をご参照ください。）などに、市場価格調整を行います。

- 市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。解約返還金額の計算に際して、その時の市場金利に応じて計算される運用資産の時価と、契約日からその時までの間に適用された積立利率に基づき計算された積立金額との乖離を調整することで、運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させます。
- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}(\ast 1)}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率}(\ast 2) + 0.45\%} \right)^{\text{残存月数}(\ast 3) / 12}$$

※1 適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険に適用されている積立利率とします。

※2 解約返還金計算日の積立利率とは、解約返還金計算日を契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）とみなした場合に、当社の定める方法により計算される、指定通貨と同一の通貨の種類でこの保険に適用されている積立利率保証期間と同一の期間に適用される積立利率とします。

※3 残存月数とは、積立利率保証期間の満了日までの月数（繰上げ年金開始が行われた場合は、繰上げ前の積立利率保証期間の満了日までの月数をいいます。）をいい、1 か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。



- ・市場価格調整の手法により、解約などをする際に、契約日（積立利率保証期間の更新後は、直前の積立利率保証期間更新日）と比して市場金利が上昇した場合は解約返還金額が減少し、逆に市場金利が低下した場合は解約返還金額が増加する傾向にあります。
- ・積立利率保証期間更新日から一定期間は、市場金利に変動がない場合でも、解約返還金額が直前の積立利率保証期間満了時の解約返還金額を下回る傾向にあります。

- 解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

$$\text{解約返還金額} = \text{解約返還金計算日の積立金額}(\ast) \times (1 - \text{市場価格調整率})$$

※ 積立金額は積立利率に基づき経過年月日数に応じて当社の定めるところにより計算します。

■解約返還金額の計算例

(1) 解約返還金額の計算例（指定通貨が米ドルの場合）

解約返還金額が積立金額より減少する場合と、解約返還金額が積立金額より増加する場合の計算例はつぎのとおりです。いずれも、積立利率保証期間が10年（120 か月）で、契約日から5年（60 か月）を経過した年単位の契約応当日の前日に解約返還金額を計算する前提としています。

●解約返還金額が積立金額より減少する例

- ・解約返還金計算日の積立金額 (①) 100,000 米ドル
- ・適用されている積立利率 (②) 3.0%
- ・解約返還金計算日の積立利率 (③) 3.5%
- ・残存月数 (④=120 か月-60 か月) 60 か月

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1 + \text{②}}{1 + \text{③} + 0.45\%} \right)^{\text{④} / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 0.03}{1 + 0.035 + 0.0045} \right)^{60 / 12} \\ &= 0.0449 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{解約返還金額} &= \text{①} \times (1 - \text{⑤}) \\ &= 100,000 \text{ 米ドル} \times (1 - 0.0449) \\ &= 95,510 \text{ 米ドル} \end{aligned}$$

●解約返還金額が積立金額より増加する例

- ・解約返還金計算日の積立金額 (①) 100,000 米ドル
- ・適用されている積立利率 (②) 3.0%
- ・解約返還金計算日の積立利率 (③) 2.5%
- ・残存月数 (④=120 か月-60 か月) 60 か月

$$\begin{aligned} \text{市場価格調整率} &= 1 - \left(\frac{1 + \text{②}}{1 + \text{③} + 0.45\%} \right)^{\text{④} / 12} \\ &= 1 - \left(\frac{1 + 0.03}{1 + 0.025 + 0.0045} \right)^{60 / 12} \\ &= -0.0024 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{解約返還金額} &= \text{①} \times (1 - \text{⑤}) \\ &= 100,000 \text{ 米ドル} \times (1 - (-0.0024)) \\ &= 100,240 \text{ 米ドル} \end{aligned}$$

* 上記の計算例は、端数処理などが実際の取扱いと異なります。

(2) 解約返還金額例（指定通貨が米ドルの場合）

基本保険金額（＝一時払保険料）が100,000米ドル、適用されている積立利率が3.0%の場合の例

●積立利率保証期間：5年

経過期間	積立金額 (米ドル)	解約返還金額（米ドル）		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
<参考> 1日（※）	96,570	—	94,461	—
1年	99,395	93,989	97,676	101,546
3年	105,448	102,540	104,532	106,583
5年	111,869	111,869	111,869	111,869

●積立利率保証期間：10年

経過期間	積立金額 (米ドル)	解約返還金額（米ドル）		
		積立利率の変動幅		
		1.0%上昇	同水準	1.0%低下
<参考> 1日（※）	94,007	—	90,030	—
1年	96,820	85,373	93,094	101,599
3年	102,716	93,141	99,629	106,639
5年	108,971	101,615	106,622	111,928
7年	115,608	110,859	114,106	117,480
10年	126,328	126,328	126,328	126,328

* 基本保険金額の減額などがないものと仮定して計算したものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。

* 「積立利率の変動幅」とは、「解約返還金計算日の積立利率」と「適用されている積立利率」との差のことをいいます。例示の積立利率の変動幅は、上限または下限を示すものではありません。したがって、実際の解約返還金額が例示の金額を下回る場合があります。

* 積立金額および解約返還金額は、経過期間が1日の場合は契約日の金額を、1年から10年の場合は年単位の契約応当日の前日の金額を例示しています。

* 上表に記載の積立金額および解約返還金額の数値は、1米ドル未満切捨てにより表示しています。

※ ご契約の申込日または一時払保険料充当金を当社が受け取った日のいずれか遅い日から起算して8日以内（土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、クーリング・オフ制度を利用することができます。【P8をご参照ください】



・ご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。

為替リスク

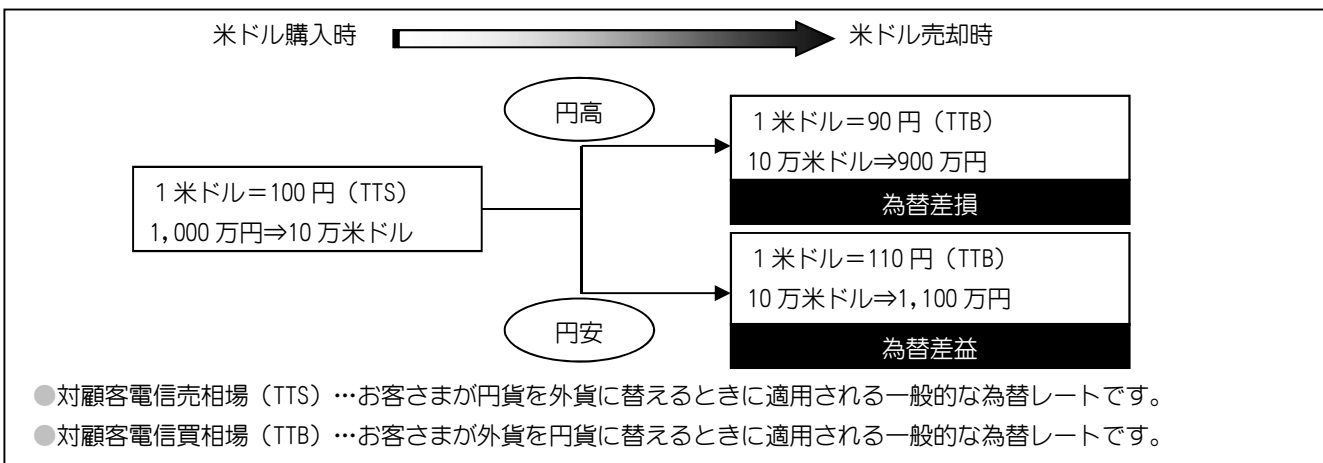
- 為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといいます。
- この保険は外貨建ですので、為替相場の変動による影響を受けます。



- ・ 為替相場の変動により、お支払時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り損失が生じる場合があります。

- この保険にかかる為替リスクは、保険契約者、年金受取人または死亡給付金受取人に帰属します。

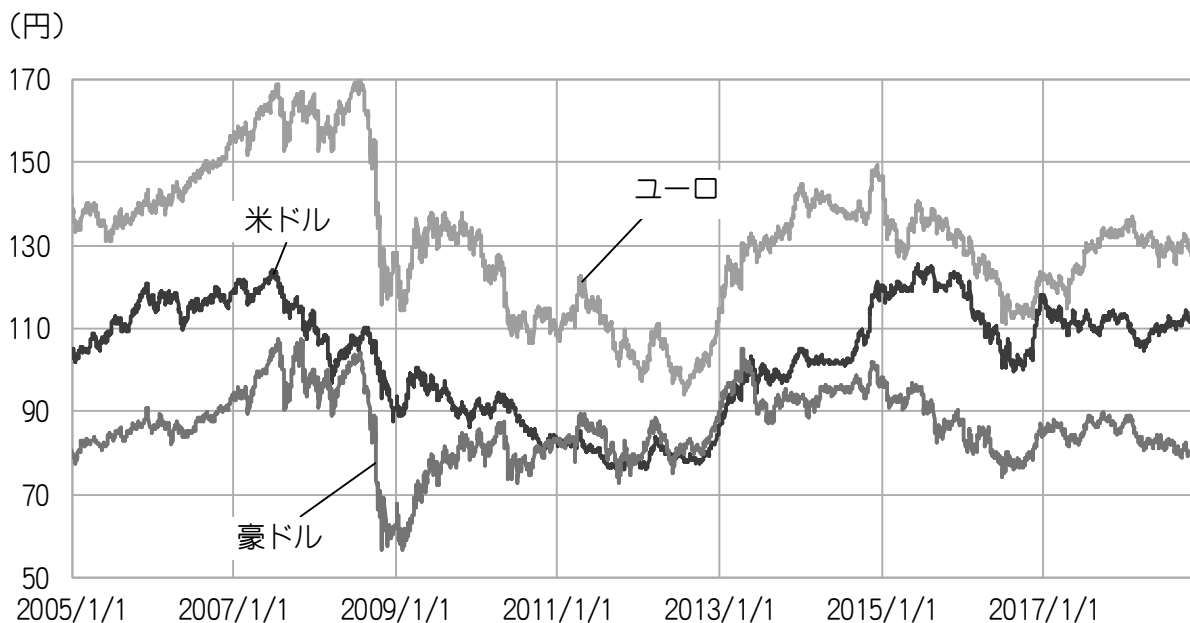
■ 為替リスクの例（米ドルの場合）



- * 為替相場に変動がない場合 (TTM が同値の場合) でも、TTS・TTB には差があるため、外貨売却時のお受取額が外貨購入時の円貨額を下回ります。
- * 対顧客電信売買相場仲値 (TTM) …対顧客電信売相場 (TTS) と対顧客電信買相場 (TTB) の中間の値です。

【参考】

■ 過去の為替レートの推移 (2005/1/1～2018/11/30 Bloomberg データより当社が作成)



保険料円貨入金特約

この特約を付加することにより、円貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

- 円貨でお払い込みいただく金額（以下「円貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、円貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※２）を上限とする当社所定の為替レート【P42をご参照ください】となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

- この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

募集代理店によっては、この特約をお取り扱いできない場合があります。

保険料外貨入金特約

この特約を付加することにより、指定通貨と異なる外貨で金銭をお払い込みいただき、その金額を指定通貨建の一時払保険料に充当することができます。

- お払い込みいただける通貨の種類は、指定通貨が米ドルの場合は豪ドル、指定通貨が豪ドルの場合は米ドルとなります。（※）

※ お払い込みいただく通貨の種類がユーロとなるお取扱い、指定通貨がユーロとなるお取扱いはありません。

- 指定通貨と異なる外貨でお払い込みいただく金額（以下「外貨払込金額」といいます。）の指定通貨建の一時払保険料への換算に適用する為替レートは、外貨払込金額を当社が受領する日（※１）における当社が指標として指定する金融機関が公示するお払い込みいただく外貨の対顧客電信買相場（TTB）（※２）を指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※２）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート【P42をご参照ください】となります。

※１ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※２ １日のうちに対顧客電信買相場（TTB）または対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

- この特約を付加した場合、ご契約時の主契約の基本保険金額は、指定通貨建の一時払保険料と同額となります。

募集代理店によっては、この特約をお取り扱いできない場合があります。

円貨支払特約

この特約を付加することにより、主契約の年金などを円貨により受け取ることができます。

- この特約は、年金などのご請求の際に、年金受取人などからのお申出により付加できます。
- 外貨建の年金などの円貨への換算に適用する為替レートは、下表の円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※）を下限とする当社所定の為替レート【P42 をご参照ください】となります。

※ 1日のうちに対顧客電信買相場（TTB）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

■お申し出いただく方および円貨に換算する日は、項目ごとにつぎのとおりとなります。

項目	お申し出いただく方	円貨に換算する日
①年金（※1）（※2）	年金受取人	年金支払開始日または請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日のいずれか遅い日（※4）
②年金原資額の一時支払		
③繰上げ年金開始による年金（※1）（※2）（※3）	年金受取人	繰上げ後の年金支払開始日（※4）
④死亡給付金	死亡給付金受取人	請求に必要な書類がお客さまサービスセンターに到着した日（※4）
⑤解約返還金	保険契約者	
⑥「死亡給付金等の年金払特約」による特約年金（※1）（※2）	特約年金受取人	
⑦「年金支払移行特約」による特約年金（※1）（※2）（※3）	特約年金受取人	特約年金支払開始日（※4）
⑧その他の返還金	保険契約者	返還金を当社が支払う日

※1 「円貨支払特約」の付加は第1回の（特約）年金の請求の際に限ります。また、「円貨支払特約」を付加した場合、以後、外貨で受け取ることはできません。

※2 「円貨に換算する日」の当社所定の為替レートで、年金支払開始日の前日の積立金額（①の場合）、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金額（③の場合）、死亡給付金額（⑥の場合）または特約年金原資額（⑦の場合）を円貨に換算し、その金額をもとに（特約）年金額を計算します。

※3 円貨に換算した（特約）年金額が30万円に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき円貨に換算した（特約）年金の合計額が円貨に換算した（特約）年金原資額に満たない場合は、「円貨支払特約」の付加は取り扱いません。

※4 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約

この特約を付加することにより、判定期間において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した場合に、主契約を定額の円貨建終身保険に移行することができます。

- この特約は、主契約の契約日以後、主契約の年金支払開始日（年金支払開始日の繰延べが行われた場合は繰延べ前の年金支払開始日）の2か月前における月単位の契約応当日の前日までに限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- この特約の付加日は、ご契約の締結の際に付加したときは主契約の契約日、主契約の積立利率保証期間の更新の際に付加したときは主契約の積立利率保証期間更新日、これら以外の時期に付加したときは当社がこの特約の付加のお申込みを承諾した日とします。
- 目標値は、この特約の締結の際に、当社の定める範囲で、105%、110%から200%（10%きざみ）の中から保険契約者にご指定いただきます。また、到達判定日（※）までに限り目標値の変更を取り扱います。なお、変更の場合は、250%および300%についてもご指定いただけます。

※「到達判定日」とは、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額の円換算額の割合が目標値に到達した日をいいます。

- 判定期間は、主契約の契約日の1年後における年単位の契約応当日（この日後に付加したときは、この特約の付加日）から主契約の年金支払開始日の2か月前における月単位の契約応当日の前日までとします。
- 判定期間の各日（※1）において、判定基準金額に対する主契約の解約返還金額（※2）の円換算額の割合が目標値に到達した場合、その到達した日の翌々営業日（以下「定額円貨建移行日」といいます。）に主契約を定額の円貨建終身保険に移行します。
- ※1 当社の営業日で当社が指標として指定する金融機関が対顧客電信買相場（TTB）を公示する日に限ります。
- ※2 解約返還金額の詳細についてはP18をご参照ください。

判定基準金額	●主契約の一時払保険料を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。（ただし、「保険料円貨入金特約」を付加した場合は円貨払込金額とし、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額を判定基準為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。）（※1） ●判定基準為替レートは、当社が主契約の一時払保険料（充当金）（ただし、「保険料外貨入金特約」を付加した場合は外貨払込金額とします。）を受け取った日（※2）における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信売相場（TTS）（※3）を上限とする当社所定の為替レート（※4）とします。
解約返還金額の円換算額	●主契約の解約返還金額を目標値判定為替レートを用いて円貨に換算した金額とします。 ●目標値判定為替レートは、円貨に換算する日における当社が指標として指定する金融機関が公示する対顧客電信買相場（TTB）（※3）を下限とする当社所定の為替レート（※5）とします。

※1 この特約が主契約に付加される前に主契約の基本保険金額（主契約に「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている場合は、移行後基本保険金額とします。以下同じ。）を減額していた場合およびこの特約が主契約に付加された後に主契約の基本保険金額を減額した場合には、判定基準金額については、減額前の主契約の基本保険金額と減額後の主契約の基本保険金額と同一割合で減額した金額とします。

※2 その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

※3 1日のうちに公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

※4 「TTM+50 銭」とします。（2019年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

※5 「TTM-50 銭」とします。（2019年2月現在の数値であり、将来変更することがあります。）

- この特約の解約は、到達判定日までに限り取り扱います。
- 年金支払開始日を繰り延べた場合は、この特約は消滅したものとみなします。



- ・為替相場や市場金利の変動など、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。目標値については、市場環境をふまえ、ご指定ください。
- ・到達判定日から定額の円貨建終身保険に移行するまでの間の解約返還金額は変動（増減）します。

- この特約と「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」【詳細はP25をご参照ください】を付加する場合は、つぎの（1）および（2）のとおり、上記取扱いと異なる部分があります。
- （1）「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている主契約にこの特約を付加する場合
 - 移行後指定通貨が外貨の場合、この特約は、終身保険移行日以後、終身にわたり、保険契約者からのお申出により付加できます。
 - * 移行後指定通貨が円貨の場合、この特約の付加は取り扱いません。

- 主契約に「年金支払移行特約」が付加されている場合、この特約の付加は取り扱いません。
 - 判定期間は、この特約の付加日から終身とします。
 - 定額円貨建移行日前に主契約に「年金支払移行特約」を付加した場合は、この特約は消滅したものとみなします。
- (2) この特約が付加されている主契約に「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加する場合（この特約と「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を同時に付加する場合を含みます。）
- 移行後指定通貨が円貨の場合、この特約は消滅したものとみなします。
 - 判定期間は、終身保険移行日から終身とします。
- * 「終身保険移行日等の通常取扱」が行われたときは、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」の特約申込日は目標値の判定を行いません。
- 定額円貨建移行日前に主契約に「年金支払移行特約」を付加した場合は、この特約は消滅したものとみなします。

【定額円貨建移行日以後の取扱い】

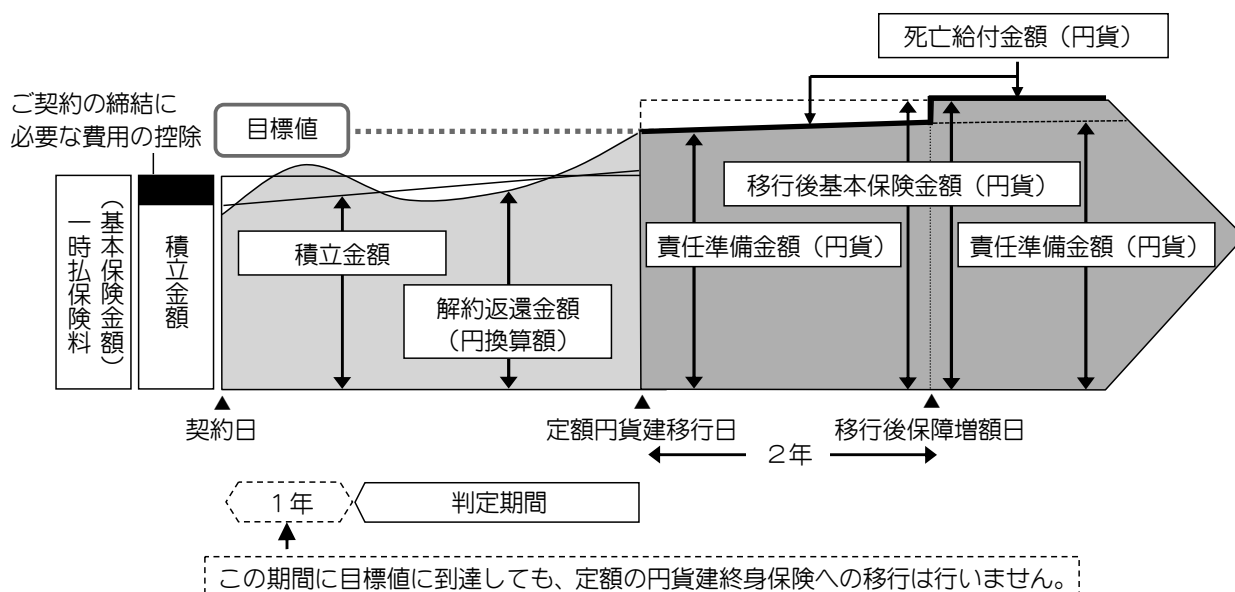
- ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて円貨で行います。
 - 被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡給付金額としてお支払いします。
- (1) 被保険者が定額円貨建移行日から定額円貨建移行日の2年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までに死亡した場合は、被保険者が死亡した時の責任準備金額
- (2) 被保険者が移行後保障増額日以後に死亡した場合は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額



- ・移行後基本保険金額は、定額円貨建移行日に、到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額をもとに、定額円貨建移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。この場合、定額円貨建移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。
- ・定額円貨建移行日以後の死亡給付金額は、定額円貨建移行日以前の死亡給付金額の円換算額を下回ることがあります。

- 移行後基本保険金額は、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する到達判定日における主契約の解約返還金額の円換算額を保険契約者にお支払いします。
- 解約返還金額は、責任準備金額と同額であり、経過月数に応じて計算した金額とします。（市場価格調整は行いません。）
- 移行後基本保険金額の減額を取り扱います。（ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

■イメージ図（ご契約の締結の際に付加し、目標値に到達した場合）



定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）

この特約を付加することにより、主契約を特約の締結時に指定した通貨（以下「移行後指定通貨」といいます。）建の定額の終身保険に移行することができます。

●この特約は、保険契約者からのお申出により付加することができます。付加できる時期、定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する日（以下「終身保険移行日」といいます。）はつぎのとおりです。

(1) 主契約の契約日から起算して1年経過以後、主契約の年金支払開始日の2か月前における月単位の契約応当日の前日まで付加することができます。この場合、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。以下「特約申込日」といいます。）の翌日を終身保険移行日とします。

(2) 主契約の年金支払開始日に付加することができます。この場合、年金支払開始日を終身保険移行日とします。

＊ 終身保険移行日のほか、この特約を付加した時期に応じて取扱が異なる部分があります。

上記(1)の時期に付加した場合の取扱を「終身保険移行日等の通常取扱」と、上記(2)の時期に付加した場合の取扱を「終身保険移行日等の特別取扱」といい、取扱が異なる部分は、各取扱に応じた内容を記載しております。

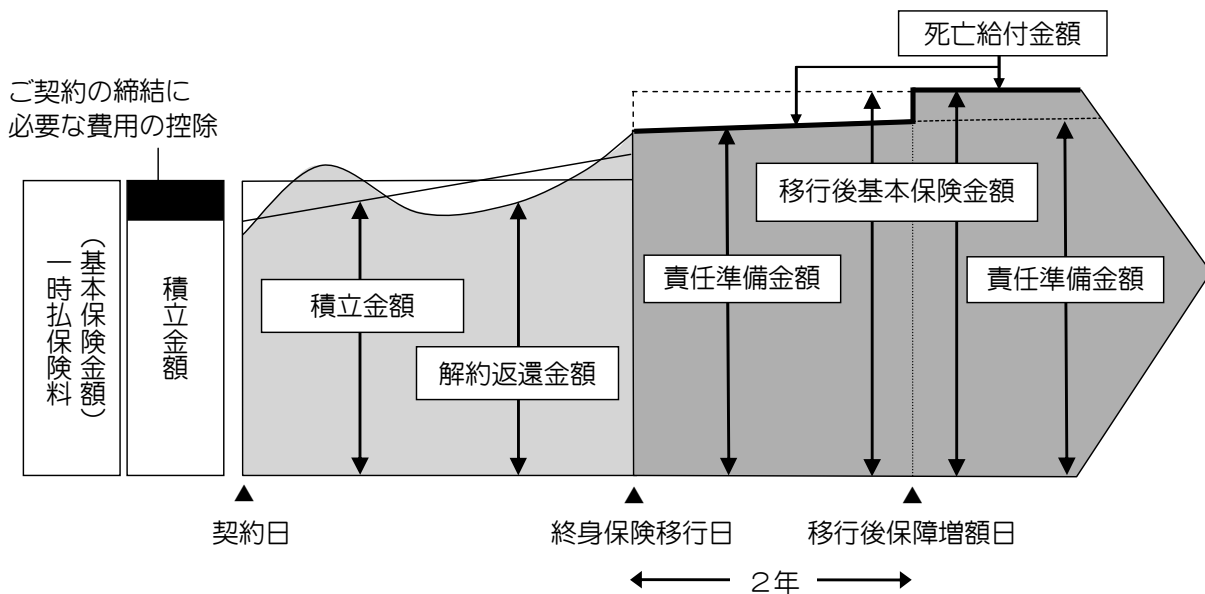
●特約の締結の際に、当社の定める取扱範囲で移行後指定通貨を1つご指定いただきます。

●「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」が付加されている場合は、到達判定日までに限り、この特約の付加を取り扱います。

●年金支払開始日の繰延べまたは繰上げ年金開始が行われた場合は、この特約の付加は取り扱いません。

●移行後基本保険金額が当社所定の金額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。

■イメージ図（終身保険移行日等の通常取扱の場合で、移行前の指定通貨と移行後指定通貨が同一のとき）



【終身保険移行日以後の取扱い】

●ご契約にかかわる金銭のお支払いは、すべて移行後指定通貨で行います。

※ 移行後指定通貨が外貨の場合、「円貨支払特約」を付加することにより、死亡給付金などを円貨により受け取ることができます。【P22をご参照ください】

●被保険者が死亡した場合には、つぎの金額を死亡給付金額としてお支払いします。

(1) 被保険者が終身保険移行日から終身保険移行日の2年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までに死亡した場合は、被保険者が死亡した時の責任準備金額

(2) 被保険者が移行後保障増額日以後に死亡した場合は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額



- ・移行後基本保険金額は、終身保険移行日に、特約申込日における主契約の解約返還金額（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※１）または年金原資額（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※１）をもとに、終身保険移行日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。この場合、終身保険移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。
- ・終身保険移行日以後の死亡給付金額は、終身保険移行日前の死亡給付金額を下回ることがあります。

- ※１ 移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる場合は、当社所定の為替レート（※２）を用いて移行後指定通貨に換算した金額とします。
- ※２ 移行後指定通貨が外貨の場合は、特約申込日（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※３）または終身保険移行日（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※３）における当社が指標として指定する金融機関が公示する移行前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※４）を移行後指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※４）で除すことによって得られるレートを下限とし、移行後指定通貨が円貨の場合は、移行前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※４）を下限とします。【P42をご参照ください】
- ※３ その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。
- ※４ １日のうちに対顧客電信買相場（TTB）または対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。
- 移行後基本保険金額は、この特約を付加した既契約の移行後基本保険金額およびその他の終身保険の死亡保険金額などを通算して当社所定の金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する特約申込日における主契約の解約返還金額（終身保険移行日等の通常取扱の場合）（※）またはそのこえる部分に対応する年金原資額（終身保険移行日等の特別取扱の場合）（※）を保険契約者にお支払いします。
- ※ 移行後指定通貨が移行前の指定通貨と異なる場合は、移行後指定通貨に換算した金額とします。
- 解約返還金額は、責任準備金額と同額であり、経過月数に応じて計算した金額とします。（市場価格調整は行いません。）
- 移行後基本保険金額の減額を取り扱います。（ただし、減額後の移行後基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

年金支払移行特約

この特約を付加することにより、将来の死亡給付金のお支払いにかえて、年金支払に移行することができます。

- この特約は、主契約に「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」が付加されている場合で、その定額円貨建移行日または終身保険移行日以後に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。（ただし、被保険者の年齢が90歳以下の場合に限りです。）
- 特約年金の種類は確定年金とし、この特約のお申込時に、年金支払期間および特約年金受取人を保険契約者にご指定いただきます。
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は、当社がこの特約の付加のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（特約付加の申込書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第2回以後の特約年金支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。



- ・特約年金額は、特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額を特約年金原資額として、特約年金支払開始日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。

- 特約年金額が当社所定の金額に満たない場合および年金支払期間中に支払われるべき特約年金の合計額が特約年金支払開始日の前日の主契約の解約返還金相当額に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。
- 特約年金支払開始日以後、特約年金のお支払いにかえて、特約年金の一括払を請求することもできます。
- この特約を付加した場合、主契約の解約およびこの特約のみの解約は取り扱いません。

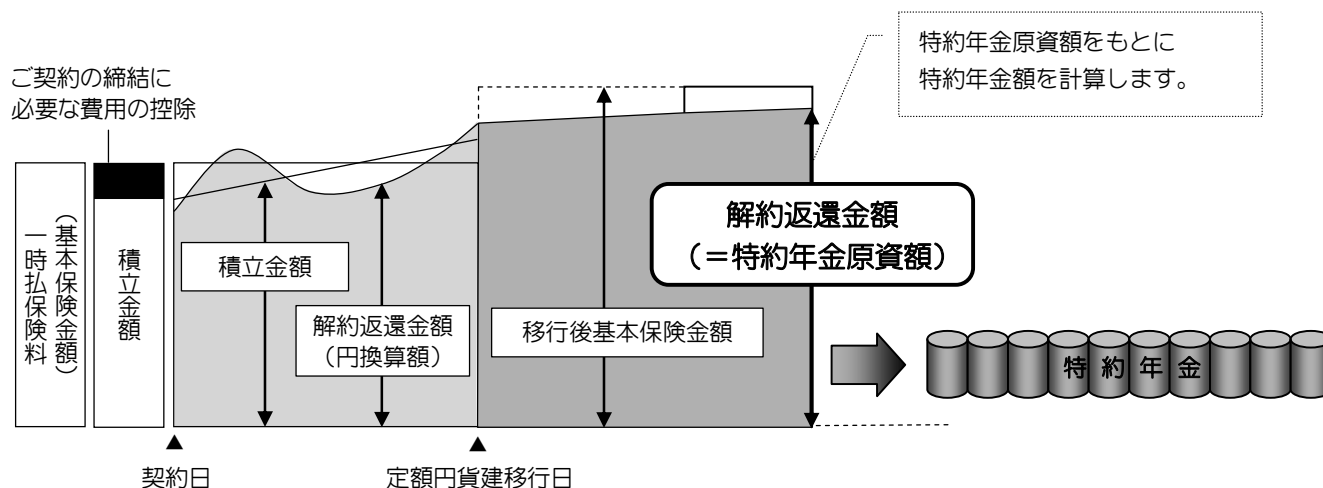
【特約年金のお支払い】

	お支払事由	お支払額	受取人
確定年金	被保険者が年金支払期間（※）中の毎年の特約年金支払日に生存しているとき	特約年金額	特約年金受取人
	被保険者が特約年金支払開始日から年金支払期間中の最後の特約年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払特約年金の現価	特約年金受取人

※ 3年、5年および10年の中から年金支払期間を選択いただきます。

■イメージ図

（「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」が付加されていて、定額円貨建移行日以後にこの特約を付加した場合）



死亡給付金等の年金払特約

この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。

- この特約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り、保険契約者からのお申出により付加できます。
- 特約年金の支払回数は、この特約のお申込時に当社所定の回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回）から選択いただきます。また、死亡給付金の支払事由の発生前で当社所定の基準を満たす場合に限り、支払回数の変更を取り扱います。（※1）
- 第1回の特約年金の支払日（以下「特約年金支払開始日」といいます。）は死亡給付金の支払事由が生じた日となります。第2回以後の特約年金の支払日は特約年金支払開始日の年単位の応当日となります。



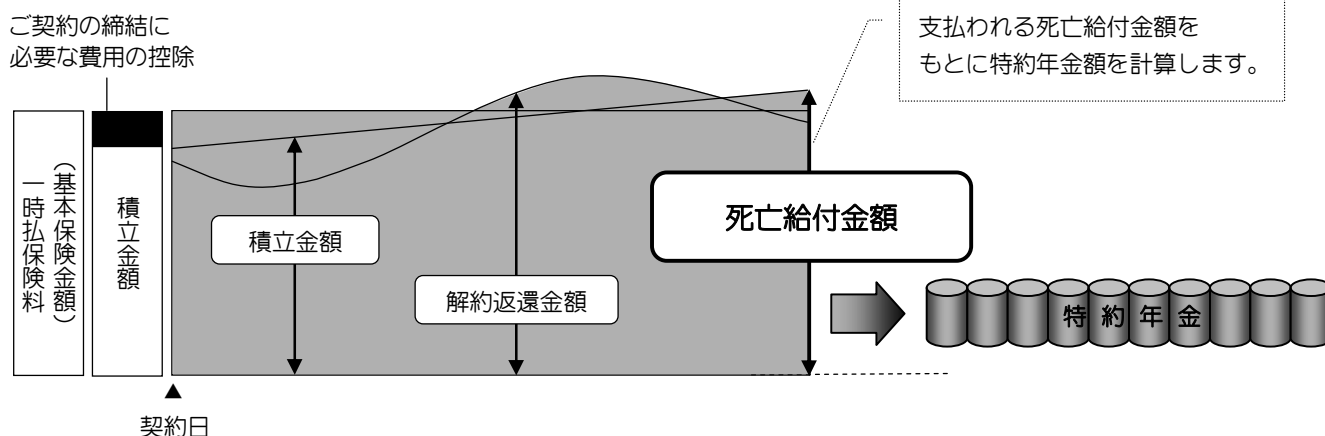
・特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、死亡給付金額を年金原資額として、死亡給付金の支払事由が生じた日における基礎率など（予定利率など）に基づいて計算します。（特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ計算します。）

- 特約年金額が当社所定の金額（※2）に満たないときは、その特約年金受取人について、特約年金のお支払いにかえて、死亡給付金を一時金にてお支払いします。なお、特約年金受取人が複数の場合は、各特約年金受取人についてそれぞれ当社所定の金額（※2）とします。
- 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金のお支払いにかえて特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。（特約年金受取人が複数の場合は、特約年金受取人ごとに請求することができます。）
- この特約の解約は、死亡給付金の支払事由の発生前に限り取り扱います。

※1 死亡給付金の支払事由の発生後であっても、特約年金額が当社所定の金額（※2）に満たない特約年金受取人がいる場合で、変更後の回数により新たに計算した特約年金額が当社所定の金額（※2）以上となる場合は、その特約年金受取人にお支払いする特約年金の支払回数の変更を取り扱います。

※2 指定通貨に応じて、3,000 米ドル、3,000 ユーロ、3,000 豪ドル。また、円貨の場合は 30 万円。

■イメージ図



「円貨支払特約」、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」、「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」、「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」については、2019年2月現在のお取扱いをご説明しており、将来変更することがあります。ご契約後に特約の付加を検討される場合は、お客さまサービスセンターにご連絡ください。

死亡給付金および年金のお支払い

死亡給付金のお支払い

1 死亡給付金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
死亡 給付金	被保険者が年金支払 開始日前に死亡した とき	被保険者が死亡した時のつぎのいずれか大きい金額 ①積立金額 ②解約返還金額 ③基本保険金額	死亡給付金受取人

2 死亡給付金等の年金払特約について

- 「死亡給付金等の年金払特約」【P28 をご参照ください】を付加することにより、死亡給付金について一時金にかえて、年金（特約年金）でお受け取りいただくことができます。

年金のお支払い

	お支払事由	お支払額	受取人
確定 年金	被保険者が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価（※2）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※4））
	年金受取人が年金支払開始日から年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき	残余年金支払期間の未払年金の現価	年金受取人
10 年保証 期間付 終身 年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	被保険者が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	残余保証期間の未払年金の現価（※2）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※4））
	年金受取人が年金支払開始日から保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき（※1）	残余保証期間の未払年金の現価	年金受取人
死亡 時保証 金額付 終身 年金	被保険者が毎年の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
	年金支払開始日から、被保険者が生存していたときに支払われる年金の合計額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間（以下「死亡時保証期間」といいます。）中に、被保険者が死亡したとき	死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）	年金受取人（ただし年金受取人が被保険者のときは後継年金受取人（※4））
	年金受取人が死亡時保証期間中の最後の年金支払日の前日までに一括払を請求したとき（※1）	責任準備金（※3）のうち残余死亡時保証期間の年金の支払いのために積み立てている部分に相当する額	年金受取人

※1 保証期間（死亡時保証金額付終身年金の場合は死亡時保証期間）経過後、被保険者が生存している場合には生涯にわたって年金をお支払いします。

※2 未払年金の現価のお支払いにかえて、残余年金支払期間（10 年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）分の年金を継続して受け取ることもできます。

※3 将来の年金をお支払いするために、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことです。

※4 保険契約者は、年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合に新たに年金受取人となる方（後継年金受取人）をあらかじめ指定することができます。年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

1 年金のお支払い

- 年金支払開始日以後、被保険者が年金支払日に生存しているときには、年金を年金受取人にお支払いします。
- 年金の種類は、「5 年金の種類」の中からお選びいただけます。また、年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には、年金の種類を変更することができます。
- 年金支払開始日以後、年金のお支払いにかえて、年金の一括払を請求することもできます。

2 年金支払開始日における年金原資額の一時支払

- 年金支払開始日に被保険者が生存している場合に限り、年金（第1回の年金を含みます。）のお支払いにかえて、年金原資額の一部を支払うことができます。この場合、年金原資額を年金受取人にお支払いし、保険契約はそのお支払いを行ったときに消滅します。

3 年金額



- ・年金支払開始日の前日における積立金額をもとに、年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて年金額が計算されます。したがって、ご契約時には将来受け取る年金額は定まっていません。

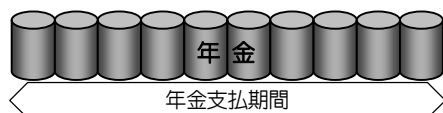
4 年金のお支払いを行わない場合について



- ・年金額が当社所定の金額（指定通貨に応じて、3,000 米ドル、3,000 ユーロ、3,000 豪ドル。また、円貨の場合は 30 万円。）に満たない場合（年金の種類が確定年金で年金支払期間が3年の場合を除きます。）および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が年金原資額に満たない場合は、年金のお支払いを行いません。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額を保険契約者にお支払いします。
- ・年金の種類が10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の年金額を通算して3,000万円（この保険において外貨建て年金を支払う場合、当社所定の為替レートで円貨に換算します。）をこえることとなるときは、そのこえる部分については年金のお支払いを行わず、年金原資額のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者にお支払いします。

5 年金の種類

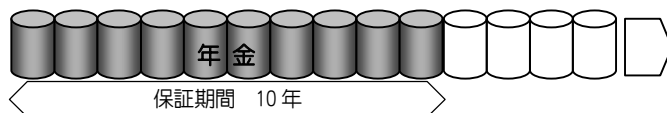
○確定年金



* 年金支払期間 10 年の場合の例

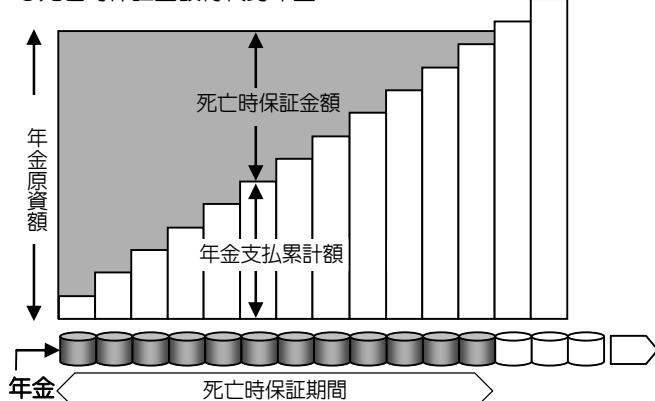
- あらかじめ定めた一定期間、年金をお支払いします。年金支払期間は3年、4年、5年、6年、7年、10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年から選択いただけます。
- 年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、残りの年金支払期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

○10年保証期間付終身年金



- 被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。
- 保証期間中に被保険者が死亡した場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。

○死亡時保証金額付終身年金



- 被保険者が生存している限り、生涯にわたって年金をお支払いします。
- 死亡時保証期間中に被保険者が死亡した場合、死亡時保証金額（年金原資額からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額）をお支払いします。

死亡給付金および年金をお支払いできない場合



・つぎの①～⑧のいずれかに該当する場合、死亡給付金および年金をお支払いできません。また、死亡給付金および年金のお支払いのご請求に際して、事実の確認をさせていただくことがあります。

		免責・消滅事由	左記の場合の返還金の取扱い	
			金額	返還先
免責となる場合	死亡給付金	①ご契約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき（※1）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額	保険契約者
		②保険契約者の故意により被保険者が死亡したとき（①の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の解約返還金と同額	保険契約者
		③死亡給付金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（①および②の場合を除きます。）	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※2）	保険契約者
		④戦争その他の変乱により被保険者が死亡したとき	被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額（※3）	保険契約者
	年金	⑤年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で年金受取人の故意により被保険者が死亡したとき（年金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときを除きます。）	被保険者が死亡した時に年金の一括払が行われた場合の支払額と同額	年金受取人
ご契約が消滅する場合	⑥重大事由によりご契約が解除されたとき		解除の通知を発信した日の解約返還金と同額。ただし、被保険者死亡のときは死亡した日の解約返還金と同額。また、年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額。	保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）
	⑦ご契約の締結に際し詐欺があったため、当社がご契約を取り消したとき		なし（保険料の払戻しはありません。）	なし
	⑧死亡給付金の不法取得目的をもって締結されたものとして、ご契約が無効になったとき		なし（保険料の払戻しはありません。）	なし

※1 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡給付金をお支払いすることがあります。

※2 死亡給付金の一部の受取人の故意によるときは、死亡給付金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者にお支払いします。

※3 該当する被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、死亡給付金の全額もしくは一部をお支払いすることがあります。（この場合の支払額は、被保険者が死亡した時の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回ることはありません。）

■重大事由とはつぎの場合をいいます。（免責・消滅事由⑥の内容）

(1) 保険契約者または死亡給付金受取人がご契約の死亡給付金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) このご契約の死亡給付金の請求に関し、死亡給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が反社会的勢力（※4）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※5）を有していると認められるとき

※4 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※5 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、保険契約者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。

(4) (1)～(3)のほか、当社の保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由がある場合

* 上記に定める事由が生じた後に、年金または死亡給付金のお支払事由が生じていたときは、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。（(3)の事由にのみ該当した場合で、該当した者が複数の受取人のうち一部のみであったときに限り、年金または死亡給付金のうち、(3)に該当した一部の受取人にお支払いすることとなっていた年金または死亡給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。この場合、ご契約のうち支払われない部分については、その部分の解約返還金と同額の返還金（年金支払開始日以後は年金の一括払に準じた金額）を保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）にお支払いします。）また、すでに年金または死亡給付金をお支払いしていたときは、その返還を請求します。

ご契約に際して

告知

この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

ご契約内容などの確認

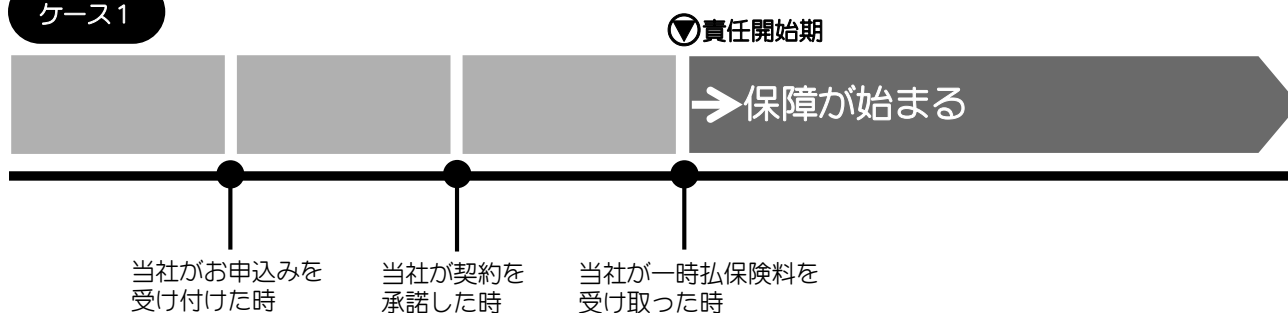
ご契約のお申込み後または死亡給付金などのご請求があったときに、当社社員または当社が委託した者が、お申込みの事実やご契約内容またはご請求内容などについて確認させていただくことがあります。

ご契約の成立と保障の責任開始期

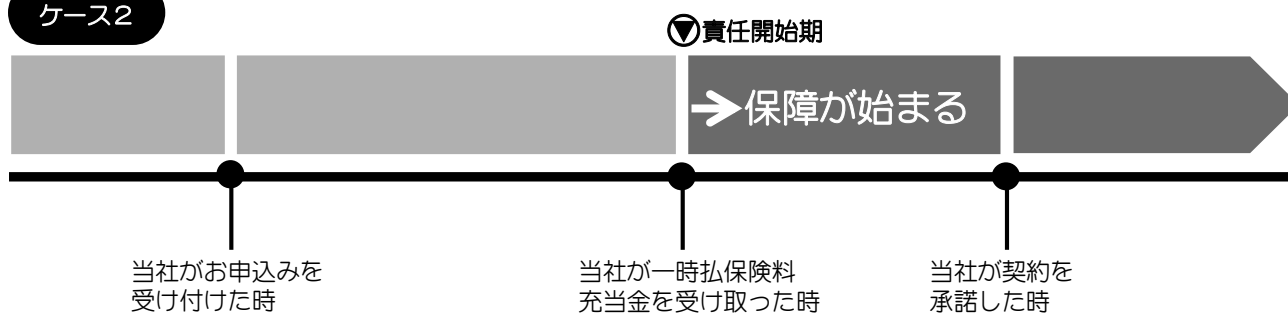
ご契約は、お客さまのお申込みと当社の承諾によって成立します。当社がお客さまのお申込みを承諾した場合には、保険証券の交付を行い承諾の通知といたします。この場合、一時払保険料（充当金）を当社が受け取った時から保険契約上の保障が開始されます。

責任開始期を図示すると、つぎのとおりとなります。

ケース1



ケース2



■契約日について

- この保険の契約日は、当社の責任が開始される日となります。

ご契約後について

解約と解約返還金

1 解約

- 年金支払開始日前に限り、ご契約を解約することができます。
- ご契約を解約する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に解約の効力が生じます。
- ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。

2 解約返還金

- ご契約を解約した場合には、解約返還金が支払われます。
- 解約返還金額は、つぎの算式により計算されます。

解約返還金額	
解約返還金計算日の積立金額	× (1 - 市場価格調整率【P18をご参照ください】)

基本保険金額の減額

年金支払開始日前に限り、基本保険金額を減額して、減額部分の解約返還金を受け取ることができます。

基本保険金額を減額する場合は、減額する基本保険金額をご指定ください。（ただし、減額後の基本保険金額が当社所定の金額以上となることを要します。）

基本保険金額を減額する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）に基本保険金額の減額の効力が生じます。

基本保険金額を減額した場合、減額した部分は解約したものととして取り扱います。

請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とします。

減額分の解約返還金額は、解約返還金計算日の積立金額を基準として計算します。具体的な取扱いは、上記「2 解約返還金」をご参照ください。

被保険者による保険契約者への解約の請求

保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または死亡給付金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金のお支払事由を発生させた場合、または発生させようとした場合
- ②死亡給付金受取人がこのご契約の死亡給付金の請求について詐欺を行った場合、または行おうとした場合
- ③上記①および②のほか、被保険者の保険契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

死亡給付金受取人によるご契約の存続

保険契約者の差押債権者、破産管財人など（以下「債権者など」といいます。）によるご契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下同じ。）は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

債権者などが解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、つぎのすべてを満たす死亡給付金受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ② 保険契約者でないこと

死亡給付金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、つぎのすべての手続きを行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を、債権者などに対して支払うこと
- ③ 上記②について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

* 解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日が年金支払開始日以後となる場合は、上記取扱いはありません。

年金支払開始日の繰延べ

年金支払開始日の前日に、1回に限り、3年を限度として、年金支払開始日を繰り延べることができます。ただし、繰延べ期間の満了日は、被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

当社は、繰延べ前の年金支払開始日の前日における積立金額について、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率による利息をつけて積み立てます。（積み立てられる金額を繰延べ後積立金額といいます。）



- ・ 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。（なお、被保険者の年齢は、繰延べ後の年金支払開始日における満年齢に基づき再計算します。）

繰延べ期間中の死亡給付金額および解約返還金額は、繰延べ後積立金額とします。なお、繰延べ後積立金額の減額および繰上げ年金開始は取り扱いません。

繰上げ年金開始

契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には「繰上げ年金開始に関する特則」を適用して年金支払開始日を繰り上げることができます。

繰上げ年金開始を行う場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

繰上げ後の年金支払開始日は、この特則の適用のお申込みをお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）の翌日となります。第2回以後の年金支払日は繰上げ後の年金支払開始日の年単位の応当日となります。



- ・ 年金額は、繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金相当額を年金原資額として、繰上げ後の年金支払開始日における基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいて計算します。（なお、被保険者の年齢は、繰上げ後の年金支払開始日における満年齢に基づき再計算します。）

繰上げ後の年金支払開始日における年金額が当社所定の金額（指定通貨に応じて、3,000米ドル、3,000ユーロ、3,000豪ドル。また、円貨の場合は30万円。）に満たない場合および年金の種類が確定年金で年金支払期間中に支払われるべき年金の合計額が繰上げ後の年金支払開始日の前日の解約返還金相当額に満たない場合は、この特則の適用は取り扱いません。

年金の種類が10年保証期間付終身年金または死亡時保証金額付終身年金の場合、繰上げ後の年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の年金額を通算して3,000万円（この保険において外貨建て年金を支払う場合、当社所定の為替レートで円貨に換算します。）をこえることとなるときは、そのこえる部分については年金の支払いを行わず、解約返還金相当額のうちそのこえる部分に対応する金額を、保険契約者にお支払いします。

繰上げ後の年金支払開始日以後、年金のお支払いにかえて、年金の一括払を選択することもできます。

積立利率保証期間の更新と指定通貨の変更

1 積立利率保証期間の更新

- 積立利率保証期間の満了日に限り、当社の承諾を得て、積立利率保証期間を更新することができます。この場合、選択いただける更新後の積立利率保証期間は、1年、3年、5年、6年または10年となります。



- 金利情勢などによっては、取り扱わない積立利率保証期間があります。

- 更新後の積立利率保証期間については、積立利率保証期間更新日（「更新前の積立利率保証期間の満了日の翌日」となります。）における積立利率が更新日からその期間の満了日まで適用されます。
- 更新後の年金支払開始日は、更新後の積立利率保証期間の満了日の翌日となります。
- 更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額と同額となります。
- 積立利率保証期間を更新する場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から積立利率保証期間の更新に必要な費用【P42をご参照ください】を差し引きます。

2 指定通貨の変更

- 積立利率保証期間の更新の際に限り、当社の定める取扱範囲で指定通貨を変更することができます。
- 変更前の指定通貨建の積立金額を、変更後の指定通貨へ換算する際に適用する為替レートは、積立利率保証期間更新日（その日が、当社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）における当社が指標として指定する金融機関が公示する変更前の指定通貨の対顧客電信買相場（TTB）（※）を、変更後の指定通貨の対顧客電信売相場（TTS）（※）で除すことによって得られるレートを下限とする当社所定の為替レート【P42をご参照ください】とします。

※ 1日のうちに対顧客電信買相場（TTB）または対顧客電信売相場（TTS）の公示の変更があった場合は、その日の最初の公示値とします。

- 指定通貨を変更した場合、更新後の基本保険金額は、更新前の積立利率保証期間の満了日における積立金額を、上記の当社所定の為替レートをを用いて変更後の指定通貨に換算した金額と同額となります。



- 変更後の指定通貨に換算した基本保険金額が当社所定の金額に満たない場合は、指定通貨を変更した積立利率保証期間の更新は取り扱いません。

保険契約者、年金受取人および死亡給付金受取人などの変更

(1) 保険契約者の変更

- 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者および当社の同意を得て、保険契約者を変更することができます。
- 保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利など）はすべて新たな保険契約者に引き継がれます。

(2) 年金受取人の変更

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- ただし、年金受取人は保険契約者または被保険者のいずれかからご指定いただく必要があります。
- 年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。
 - 年金受取人の死亡時以後、年金受取人の変更手続きが行われていない間は、被保険者が年金受取人となります。

(3) 後継年金受取人の指定または変更

- 保険契約者（年金支払開始日以後は年金受取人）は、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を指定または変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 後継年金受取人は、被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族である方のうちからご指定願います。（後継年金受取人は、1人の年金受取人に1人のみご指定できます。）

(4) 死亡給付金受取人の変更

- 保険契約者は、死亡給付金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、当社へご通知ください。
- 死亡給付金受取人は、被保険者の配偶者または被保険者の3親等以内の親族である方のうちからご指定願います。

■死亡給付金受取人が死亡したときは、すみやかにお客さまサービスセンターにご通知ください。

●新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。

●死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

* 死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡給付金の受取割合は均等となります。

A (夫) B (妻)
C (子) D (子)

(例) 保険契約者および被保険者：Aさん 死亡給付金受取人：Bさん

- Bさんが死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きが行われていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。
- その後、Aさんが死亡した場合は、CさんおよびDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんおよびDさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ50%ずつ）となります。

* 死亡給付金受取人の範囲などは、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡した順序などにより決まります。詳しくは、お客さまサービスセンターにお問い合わせください。

(5) 遺言による年金受取人の変更など

●年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更については、法律上有効な遺言により行うことができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。）から当社へご通知ください。

●遺言による年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



・当社が年金受取人の変更、死亡給付金受取人の変更、後継年金受取人の指定または変更の通知を受ける前に、指定または変更前の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人に年金または死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に指定または変更後の年金受取人、死亡給付金受取人または後継年金受取人から年金または死亡給付金の請求を受けても、当社は年金または死亡給付金をお支払いしません。

◆年金などの税法上の取扱い

●年金などをお受取りの際は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。

●保険契約者または受取人の変更の際は、税法上の取扱いを十分ご確認のうえご請求願います。

ご契約内容・住所などの変更、保険証券の再発行のお手続き

1 年金の種類・年金支払期間の変更

●年金支払開始日前に限り、当社所定の基準を満たす場合には年金の種類および年金支払期間を変更することができます。

●年金の種類または年金支払期間を変更する場合は、当社所定の請求書類をご提出ください。

2 住所などの変更

(1) 住所・電話番号を変更するとき

すみやかにお客さまサービスセンターに、つぎの事項をご連絡ください。

・保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）

・保険契約者名 ・新住所と電話番号 ・旧住所

(2) 保険契約者、被保険者、受取人が改姓または改名したとき

すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。



・住所・電話番号の変更などについて当社へご連絡がない場合、当社から大切なお知らせなどの通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。

3 保険証券の再発行

●保険証券を紛失または盗難にあわれた場合、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内いたします。

年金または死亡給付金のご請求方法

年金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、お客さまサービスセンターにご連絡ください。請求書類など、ご請求にあたっての詳しいご案内をさせていただきます。

- 諸手続きをする場合には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きをする場合には、委任状および代理人の方の本人確認のできる書類などが必要です。
- 団体（個人事業主を含みます。）を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その従業員を被保険者とする契約形態の場合において、団体が受け取った給付金を死亡退職金または弔慰金など（以下「死亡退職金など」といいます。）として死亡退職金などの受給者に支払うときは、死亡給付金の請求の際に、当社所定の請求書類に加えて、死亡退職金などの受給者が給付金の請求内容を了知していることがわかる書類もご提出いただく必要があります。この場合、死亡退職金などの受給者については、当該受給者であることの証明書を必要とします。

お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにお客さまサービスセンターにご連絡ください。

年金または死亡給付金のお支払期限

年金または死亡給付金のご請求があった場合、当社は請求書類が当社に到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。また、請求書類が当社に到着した日が営業日でない場合は、その日の翌営業日となります。以下同じ。）の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。

ただし、年金または死亡給付金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、つぎのとおりとします。

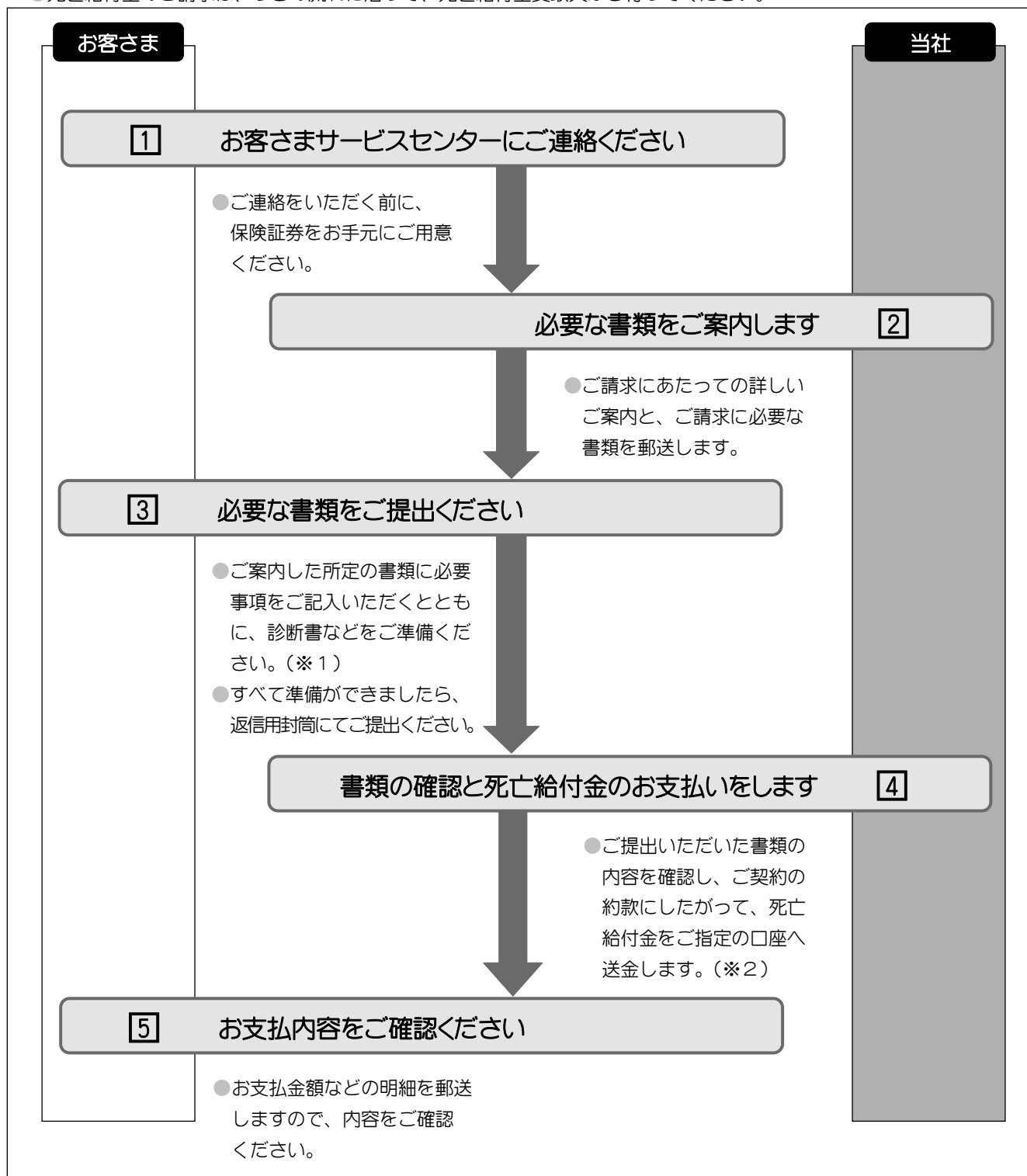
	年金または死亡給付金をお支払いするための確認などが必要な場合	お支払期限
①	● お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ● 免責事由に該当する可能性がある場合 ● 不法取得目的、詐欺または重大事由に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 45 日以内にお支払いします。
②	①の確認を行うために特別な照会や確認が必要なつぎの場合 ● 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合 ● 研究機関などの専門機関による医学または工学などの科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ● 保険契約者、被保険者または年金受取人もしくは死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道などから明らかである場合における、送致、起訴、判決などの刑事手続の結果についての警察、検察などの捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ● 日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日の翌日から起算して 180 日以内にお支払いします。



- ・年金または死亡給付金をお支払いするための上記の確認などに際し、保険契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または死亡給付金をお支払いしません。

死亡給付金のご請求手続きの流れ

●死亡給付金のご請求は、つぎの流れに沿って、死亡給付金受取人から行ってください。



※1 ご請求の内容によって診断書、戸籍謄(抄)本、住民票などをご提出いただきます。また、これらの書類の発行にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

※2 ご提出いただいた書類を確認した結果、死亡給付金をお支払いできない場合【P32をご参照ください】があります。また、加入時の状況または事故の原因などについて、詳細な事実を確認(医療機関などへの確認を含みます。)させていただくため、死亡給付金のお支払いまでに日数を要する場合【P38をご参照ください】があります。

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-876-126
営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

年金または死亡給付金の請求訴訟

年金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（支部を除きます。）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

生命保険と税金

この保険にかかわる税務は以下のとおりです。

外貨建の保険契約であっても、日本において契約される保険契約であることから、税務の取扱いについては、他の円貨建の生命保険と同様になります。

- * 2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。以下の記載内容は、これを加味しています。
- * ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税などに関する取扱いになりますのでご注意ください。

1 外貨建の保険契約の取扱い

外貨建の保険料、年金、死亡給付金などは、つぎの基準により円貨に換算したうえで、「2 生命保険料控除」および「3 年金および死亡給付金などの税法上の取扱い」に基づき取り扱われます。

項目		円換算日	換算日の為替レート
保険料		当社が保険料を受領する日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
（特約）年金		（特約）年金支払日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
年金原資額 の一時支払	所得税（一時所得）の 対象となるもの	年金支払開始日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
死亡 給付金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	支払事由発生日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	相続税・贈与税の対象 となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）
解約 返還金	所得税（一時所得）の 対象となるもの	解約返還金計算日	円換算日最終の 対顧客電信売買相場仲値（TTM）
	源泉分離課税の 対象となるもの		円換算日最終の 対顧客電信買相場（TTB）

- * 「保険料円貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については円貨払込金額となります。
- * 「保険料外貨入金特約」を付加した場合は、上表の保険料については外貨払込金額を円換算した金額となります。
- * 「円貨支払特約」、「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加した場合で、当社が、年金、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。



- ・お受取額は円貨に換算した金額で課税されるため、税引後の外貨建のお受取額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

2 生命保険料控除

（1）所得控除の取扱い

- 当年中（1月から12月まで）にお払込みの保険料（この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。）に応じた金額がその年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。
- 納税する人が保険料を払い込み、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、保険料負担者もしくはその配偶者・その他の親族となるご契約に限り対象となります。
- 年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。（この保険では、保険証券に同封されている生命保険料控除証明書をご使用ください。）
- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除がありますが、この保険は一般の生命保険料控除の対象となります。（介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりません。）

(2) 所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
80,000 円超	一律 40,000 円

(3) 住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
56,000 円超	一律 28,000 円

3 年金および死亡給付金などの税法上の取扱い

(1) 年金の取扱い

所得税（雑所得）＋住民税の対象となります。（※ 1）

※ 1 年金の種類が確定年金で、年金の一括払をした場合は、所得税（一時所得）（※ 2）＋住民税の扱いとなります。

また、保険契約者と年金受取人が別人の場合（「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます。）、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

※ 2 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・保険契約者と年金受取人が別人の場合、年金支払開始時に別途贈与税が課税されます。

(2) 死亡給付金の取扱い

保険契約者（保険料負担者）・被保険者・死亡給付金受取人の関係によって、つぎのとおり課税の種類が異なります。

契約形態	契約例			課税の種類
	保険契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得）（※）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(3) 年金原資額の一時支払の取扱い

年金原資額の一時支払をした場合は、つぎのとおり取り扱われます。

契約形態	課税の種類	
	契約日から年金支払開始日の前日までの期間が5年以内の場合	契約日から年金支払開始日の前日までの期間が5年超の場合
年金受取人と保険契約者が同一人	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について 20.315%源泉分離課税	年金原資額と一時払保険料相当額との差益について 所得税（一時所得）（※）＋住民税
年金受取人と保険契約者が別人	年金原資額について贈与税	

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

(4) 解約・基本保険金額の減額の際の取扱い

解約・減額の際に差益（解約返還金額から一時払保険料相当額を差し引いた金額）があるときは、その差益について、つぎのとおり取り扱われます。

年金の種類	課税の種類	
	契約日から5年以内の解約・減額の場合	契約日から5年超の解約・減額の場合
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税（一時所得）（※）＋住民税
10年保証期間付終身年金	所得税（一時所得）（※）＋住民税	
死亡時保証金額付終身年金		

※ 「目標値到達時定額元貨建終身保険移行特約」または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して終身保険へ移行した場合は、解約の時期にかかわらず所得税（一時所得）（※）＋住民税の扱いとなります。

※ 他の一時所得と合算して年間 50 万円限度の特別控除があります。特別控除をこえる部分はその 1/2 の金額が他の所得と合算して総合課税されます。



・ここに記載の税務上の取扱いは 2019 年 2 月現在のものです。法令改正などにより税務の取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別の取扱いなどについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認ください。

お客さまにご負担いただく諸費用

お客さまにご負担いただく諸費用

この保険にかかる費用は、以下の①ご契約の締結時および更新時の費用、②積立利率保証期間中の費用と③年金支払期間中の費用です。そのほか、特定のお客さまには、④通貨の換算にかかる費用、⑤定額円貨建移行日以後および終身保険移行日以後の費用をご負担いただきますので、費用の合計額は、①から③のほか、④と⑤のうち必要な費用を合算した額となります。

① ご契約の締結時および更新時の費用

(1) ご契約の締結に必要な費用

ご契約の締結の際、一時払保険料から基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。

積立利率保証期間	3年	5年	6年	10年
率	2.5%	3.5%	4.0%	6.0%

(2) 積立利率保証期間の更新に必要な費用

積立利率保証期間を更新する場合、更新前の積立利率保証期間の満了日の積立金額から、更新後の基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。

更新後の積立利率保証期間	1年	3年	5年	6年	10年
率	0.2%	1.1%	1.8%	2.1%	3.6%

② 積立利率保証期間中の費用

積立利率の計算にあたって、ご契約の締結・維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用の率（＝保険契約関係費率）を、あらかじめ差し引いております。

③ 年金支払期間中の費用

年金支払期間中の毎年の年金支払日に、つぎの費用をご負担いただきます。

項目	目的	費用（※2）	時期
保険契約関係費 （年金管理費）（※1）	年金支払管理に必要な費用です。	支払われる年金額に対して 0.4% （円貨の場合は最大 0.35%）	年金支払開始日以後、年金支払日に控除します。

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は 2019 年 2 月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金支払開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金支払期間を通じて適用されます。なお、「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※2 10 年保証期間付終身年金の保証期間経過後の年金額および死亡時保証金額付終身年金の年金額に対しては 1.4%（円貨の場合は 1.0%）となります。

④ 通貨の換算にかかる費用

以下の取扱および特約により、保険料、年金額、給付金額、解約返還金額などを円貨から指定通貨、指定通貨から円貨などにそれぞれ換算する為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料はお客さまのご負担となります。

■具体的な為替レートは、以下のとおりとなります。

指定通貨を変更する場合の為替レート		$(\text{変更前の指定通貨の TTM} - 25 \text{ 銭}) \div (\text{変更後の指定通貨の TTM} + 25 \text{ 銭})$
「保険料円貨入金特約」の為替レート		TTM + 50 銭
「保険料外貨入金特約」の為替レート		$(\text{払込通貨の TTM} - 25 \text{ 銭}) \div (\text{指定通貨の TTM} + 25 \text{ 銭})$
「円貨支払特約」の為替レート		TTM - 50 銭
「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」の 目標値判定為替レート		TTM - 50 銭
「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」 の為替レート	移行後指定通貨が 移行前の指定通貨と 異なる外貨の場合	$(\text{移行前の指定通貨の TTM} - 25 \text{ 銭}) \div (\text{移行後指定通貨の TTM} + 25 \text{ 銭})$
	移行後指定通貨が 円貨の場合	TTM - 50 銭

* 上記の為替レートは、2019 年 2 月現在の数値であり、将来変更することがあります。

5 定額円貨建移行日以後および終身保険移行日以後の費用

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加して定額の円貨建終身保険に移行する場合および「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して定額の移行後指定通貨建の終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

* 上記の費用は、定額円貨建移行日または終身保険移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示していません。



・保険料を外貨でお支払いになる際には、銀行への振込手数料などの手数料を保険契約者にご負担いただく場合があります。また、年金額、給付金額、解約返還金額などを外貨でお受取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費をご負担いただく場合があります。当該手数料はお客様さまのご負担となります。

* 上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。